

令和2年 第5回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和2年5月11日（月曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第5回会議議事録

- 1 開催日時 令和2年5月11日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター多目的ホール
- 3 出席委員 12名 ※（）書きの委員は減員開催のため不参加
(1番委員 榎 渕 武 重) 2番委員 星 野 敏 雄 3番委員 内 海 博 光
4番委員 高 橋 公 利 5番委員 廣 田 尚 夫 6番委員 石 坂 哲 次
(7番委員 今 井 育 男) 8番委員 吉 野 拓 夫 (9番委員 星 野 榮 一)
10番委員 阿 部 均 司 11番委員 森 下 一 郎 12番委員 本 多 偉 男
(13番委員 本 多 通 治) 14番委員 原 澤 幸 好 (15番委員 原 澤 章)
16番委員 田 村 隆 司 (17番委員 内 海 美 津 江) 18番委員 高 宮 玉 江
(19番委員 高 橋 久 美 子)
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事録署名委員
10番委員 阿 部 均 司 12番委員 本 多 偉 男
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 鈴 木 伸 史 書記 本 間 泉 書記 小 林 紀 之
書記 我 妻 園 華
- 7 会議に附した事件
議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

協議事項・報告事項
(1)農地法第18条第6項の規定による通知について

その他
- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄開会を宣す。

顛 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に10番阿部均司委員・12番本多偉男委員を指名し議事に入る。

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願いします。

事務局 1ページをお開きください。

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、意見の決定を
求める。

別紙記入事件 5件。

次のページをお開き下さい。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしくお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは、1番の業務の執行の件に対しましては2番の星野委員に調査をお
願いしておりますので、報告のほうをお願いします。

2番委員

2番の〇地域で担当します星野です。よろしくお願いします。

農地法3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

〇〇さん宅からおよそ200mぐらいのところにあるところが今回の場所
です。東側に行ったところに申請地がございます。〇〇を下りてくる、ちょうど
下りたら〇〇へ行くんですか、そこにあるということです。

5月6日に現地調査を行い、申請者の代理人、〇〇さんという方なんですけ
れども、そこに5月1日に連絡したんですけども、朝昼晩電話したけれども
結果、いつになっても連絡が取れなかった。それから、〇〇さん宅にも電話し
たんですけども、留守で出なかったということで、最終的に5月6日に電話
がかかってきて〇〇さんと話ができまして、どうですかということで調査を実
施しました。

譲渡人の方の自宅より遠いために、譲受人が自宅のそばであるということで、
今までも借りていたということです。それで、そこには何が植わっていたかと
いうと、たらの芽が植わっていましたよということで、今回、話し合いをする中
で譲り受けるということになったということです。そういう経緯でということ
になったそうです。

耕作の確認については、今言ったようにたらの芽が植わっていますというこ
とですので、引き続きそれを耕作していくということになるかと思えます。

それから、耕作面積なんですけれども、この人は田畑合わせて1万3,52
0㎡ぐらいあるということです。一応3反はあるということです。面積的
には下限面積を上回っておりますよということです。問題はないかと思わ
れます。

それから、周辺の農地の利用についてですが、それについての支障はあるか
ということなんですけれども、先ほど言ったようにたらの芽を植えさせていただく
ということですので、支障はないと思われれます。

その他についても特段な懸案事項はありませんということでございますの
で、どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたところでございますが、この件に関しまして質
問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

特になければ、申請のとおり許可することといたしたいと思えますが、よろ
しゅうございますか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可することといたします。

続きまして、〇の〇の件なんですが、これにつきましては3番の内海博光委員に報告をお願いします。

3番委員

3番、〇担当の内海です。よろしくお願いします。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告をします。

この事案なんですが、沼田市の農業委員会からの依頼ということを含めて調査してまいりました。

まず、場所なんですけれども、利根川の〇の橋から北上して、いわゆる北上して五、六分いったところにありますこちらのみなかみ町との境の農業地帯の並びにあります。この譲受人の〇〇さんのお宅からは車で15分ぐらいかかるという土地だということで、それで、そのために〇の〇〇さんにお聞きしたんですけれども、最初何年かは耕作をしていたということなんですけれども、ちょっと疑問に思われるような状況下であります。

そして、この調査について、5月6日に〇区の高橋久美子委員とともに当事者、〇〇さんと3人で現地をよく歩きながら調査をしてまいりました。中は非常に広くて、それで元は田ということで周りが水利が非常によく、そこからのいわゆる水利の流れ込み等がないような状況になっていますから、それが整備されればかなり有効に使われるのではないかとということなんですけれども、中には石があったりとか切り株があったりとか、土地の利用の仕方を聞くと、何か材木を置いたり、あとはミツバチを置いたりしていたという経過があるので、地元の方は何とかそれをきれいにしてほしいという要望があったらしいんですけれども、最近またやっていきますよということでこうしてきれいに周りの草を刈ってくれたということで、地元の方が喜んでいて話をしておりました。

そして、申請者の〇〇さんなんですけれども、12年ほど前にUターンで始まりまして、非常に今、意欲的に、特にエダマメ、大根、メロン等を中心にやられている方で、今回いろいろ本人のいろいろな意向に共鳴を受けたのは、この広い土地をうまく順次整備していければ、例えば今、ほかの農地にしても非常に有効に使えるんじゃないかとということで、ぜひ何とかそういうことをしてやっていきたいということをお話しておりました。耕作意欲としては期待できるんじゃないかと思えます。

ただ、これは希望的な観測なんですけれども、事業者として事業形態を考えてみましたら、いろいろなうまい制度が使えてできるかどうかということは考えにくいかなという感じもしております。

本人の今の現在の土地所有は1ha持っていて、あとはいろいろな最新のいろいろな発想を取り入れながら経営を考えているということで非常に今後期待される部分があるんじゃないかと思えます。

また、周辺の農地の関係ですけれども、1、2、3番について支障なしということで、行政区をまたいで耕作地もがくっと減っておりますのでよく検討をお願いしたいと思えます。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

この今回の申請地につきましては沼田市に持っている方が取得でございます

が、この件に関しまして質問、ご意見等ありましたらお願いします。

ございませんか。

なければ、申請のとおり許可をすることに決定をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

では、そのように決定させていただきます。

続きまして、3番、〇の〇の〇〇さんにつきましては5番の廣田委員に調査をお願いしてございますので報告をお願いいたします。

5番委員

5番、〇地区担当の廣田です。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

所有権移転売買ということで、5月4日、現地で2か所見てきました。

1か所目は、〇郵便局より西へ250mほどの、〇の信号の左上の斜面1,180㎡。ちょっと斜めの畑で耕作しにくい状況を感じました。

2か所目は、〇郵便局より西へ600mほど道路沿い北上、885㎡の休耕地で、木を伐採中で畑にするまではちょっと手間がかかる感じがしました。

5月6日、譲受人の〇〇さんに確認いたしました。

耕作地の確認ですが、6日に確認でき、実行は確実と思われます。耕作面積が10a以上ですので、問題ありません。

周辺農地の支障の有無は、周辺は休耕地や、あと道になっていますので支障はありません。

その他、懸案事項は特にごございません。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

今の新規参入の件でございますが、この件に関しまして質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

(「はい」の声)

なければ、申請のとおり許可をすることにさせていただきますと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、4番、〇の〇〇さんの件ですが、これにつきましては10番の阿部均司委員に調査を依頼してございます。調査結果の報告をお願いいたします。

10番委員

10番の〇地区担当の阿部均司です。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告をいたします。

場所なんですけれども、国道17号線から〇線の県道を入りましておよそ2kmぐらい入ったところに住宅がありまして、その周辺に5か所ほど点在をしております。

5月10日に現地調査を行いました。当日、申請者の〇〇さんと確認をいたしました。

譲渡人の方は、これは譲渡人は父親なんですが、高齢のため耕作できないということで、譲受人は今まで勤めをしておりましたが、定年退職をして暇ができたということで、引き続き農地を継続して耕作したいということです。

耕作意思の確認ですが、調査した日に本人に一応確認をしましたところ、現在、申請人は〇のほうに住居を構えております。年間でおよそ100日ぐらいはこの耕作地に来て耕作をしたいということで、実行は確実と思われます。

耕作面積は、畑、田んぼを合わせて8,759㎡の耕作面積があり、下限面積を上回っており問題はありません。

周辺農地なんですけれども、この周辺は耕作している農地がほとんどありませんので、一部が水田等の耕作地につきましては常に出入りをして周辺農地に影響が出るようなことはありません。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま報告を受けたわけですが、この件に関しまして質問、ご意見等ありましたらお願いします。

(「なし」の声)

特になければ、申請のとおり許可することに決定をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

それでは、そのように決定させていただきます。

続きまして、5番、〇の〇、〇〇さんの件ですが、これにつきましては14番の原澤幸好委員に現地調査をお願いしてございますので、調査結果の報告をお願いいたします。

14番委員

農地法第3条の調査の報告をさせていただきます。

14番の〇地区の担当の原澤です。

それで、譲受人の自宅からはおおよそ300m東にいったところに申請地があります。それで、続いて、住居に続いて田をまた譲り受けたいということなんですけれども、今まで借りていた農地です。継続して作ることは作るんですけれども、移転登記のほうをお願いしたいというわけなんですけれども、5月3日に両方の現地調査をさせていただきました。

それで、譲渡人のほうは、耕作がもう少し少なくしたほうがいいということで、譲受人のほうは今まで作っているものをですからそのまま耕作したいという両方の意見が一致したということです。

それで、耕作意思は、今までどおり作っているもので、これは問題ないと思います。

それで、耕作面積は2万5,000ぐらいなので、譲り受ける人も同じぐらいなので結構大型農家であります。それで、周辺農地であります、このとおりみんな農地で、全体的にはみんな支障はないという、こういう現状です。

それで、ほかに懸案事項はないので、皆さんの審議のほどをよろしくお願いたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま報告をうけたところでございますが、既に耕作されている方が今回

譲渡を受けるといような形でございます。これに関しまして質問、ご意見等ございましたらお願いします。

ございませんか。

(「はい」の声)

なければ、申請のとおり許可することに決定したいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

それでは、そのように決定させていただきます。

以上で議案は全部終了いたしました。

続きまして協議・報告事項に移ります。

農地法第18条第6号の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

5ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出がありましたので報告いたします。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上です。

議長

ただいま報告がございました。

この件につきましては、先ほどの3条の4番目の案件に関連するものです。

以上で協議・報告事項が終わりました。

その他については、事務局より特にございますか。

なければ、以上もちまして本日の議事は終了させていただきます。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会

みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄閉会を宣す。

[午後2時00分]

事務局

ありがとうございました。

続きまして、農業経営改善計画認定審査会をお世話になりますが、その前に、さっき冒頭にお話ししました次回の定例会の予定でございますが、今回は偶数の、議席番号が偶数の方に出席していただいております、なおかつ関係のある方に出いただくということになっておりますが、次回はこのままいきますと奇数ということになりますが、国の緊急事態宣言が緩和、どうやら5月24日ごろに方針を出すという報道もございますが、群馬県農業会議からの今後の農業委員会のやり方、開き方ということの通達がまた来ると思います。それに応じて、まだコロナは終息していないのだということもありますけれども、そういった3密、または減員ということのご指示があるかと思っておりますが、その辺がちょっとまだ流動的ですので、決まりましたらまた、月末になると思っておりますご紹介をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に、本日の農業委員会の後ですが、農業経営改善計画認定審査会においてもこのような人数で執り行うため、本日おられる副会長に議長としてお世話になって進めさせていただきたいと思っております。

それでは、2番の挨拶を星野副会長、よろしくお願いいたします。

副会長 本日は、〇〇さんのほか5件の農業経営改善計画につきましてお世話になります。スムーズな議事進行と慎重審議をお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。
それでは、議事進行のほうを星野副会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、会議次第、審査会の会議次第が出ております。この議題に沿って進行していきたいと思えます。

それでは、3番の議題に移ります。

(1)番、農業経営改善計画認定書の審査について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、1枚開けていただきまして、1ページをご覧ください。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上が、〇〇さんの改善計画となります。

議長 事務局より説明が終わりました。

〇〇さんの申請につきましてご意見、ご質問がありましたら挙手にてお願いいたします。

3番委員 3番、内海です。

この経営管理の合理化の中で、確定申告白色を目指すところなんですけれども、これは何か理由があるんでしょうか。ほとんど青にしてもそれなりに負担があるだろうし、今でも全体的にやれるのは青を中心にやられているようなことだったと思うので。

事務局 そうですね、〇〇様のほうに聞き取りさせていただいた中では、もう既にあれですね、すみません、簡易の白色の申告はされているということでありましてけれども、確定申告は現状維持というような形となりますので、すみません、ここを青色申告でやっているというようなところで、このままでまだ進めていただくという形ですけれども、今、管理運営については現状維持というようなところで話はお伺いしてる状況なんですけど、よろしいでしょうか。

議長 事務局より説明がありました。内容について理解いただけたでしょうか。

それでは、この件について可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

ありがとうございます。

次に、〇〇さんの件について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 続きまして、番号2番です。

◇(議案書・番号2、朗読説明)

以上が、〇〇さんの改善計画でございます。よろしくお願いいたします。

- 議 長 事務局による説明が終わりました。
〇〇さんの申請につきましてご意見、ご質問等がある方は挙手にてお願いいたします。
質問がないようですので、認定可としてよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声)
ありがとうございます。
次に、〇〇さんについて、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 番号3番、〇〇さんでございます。
◇(議案書・番号3、朗読説明)
以上が〇〇さんの改善計画でございます。よろしくをお願いします。
- 議 長 事務局より説明が終わりました。
〇〇さんの申請につきましてご意見、ご質問等がありましたら挙手にてお願いいたします。
- 16番委員 16番の田村です。
〇〇さんのリンゴ生産量が、現在2,000kgが1年後の目標3,000kgとなっていますけれども、その前の〇〇さんの場合、1年後200aで4万kgなんですけれども、これはどちらが正しい。どのくらいが適正なんでしょうか。
- 事務局 そうですね、おっしゃるとおりです。県で示している関数表というのがあります。やはり一般的に経営面積に基づいていけば、どちらかが少なくてもどちらが多いという話になるというふうに思います。
桁が1つ違うので、これはちょっといま一度ちょっとどちらかとちょっと話してみたいというふうに思うんですが、ちょっと今すぐに、ちょっと資料がちょっと手元にないんですけれども、もう一度ちょっと資料に基づいてこの目標を適正なところに持っていきたいなというふうに思うんですが、ただ単純な標準なもので単収でいいかということそうでもないというふうに、ここにリンゴ農家の方がいらっしゃるの、そこのご意見を聞かせていただければと思うんですが、収量を望むのがいいのか、収量は置いておいていわゆる品種を保持するというところでは。
- 議 長 ちょっとここで5分間休憩をいただいて、ちょっと調べてきますのでご了承ください。
(休憩)
- 議 長 それでは、再開いたします。
先ほどの件ですけれども、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、今ちょっとコピーをお配りさせていただいたんですけれども、この春に県からいただきました経営、農業経営の指標という冊子でございます。その部分をちょっとコピーさせていただきました。
下段のほうになります。リンゴで収量というふうなところでいきますと、1,000㎡当たり2,700というようなところでいうならば今回の〇〇さんの200aに対しての収量がちょっと少ないのかなというところではござい

ます。

先ほど田村委員から質問があった、じゃ、〇〇さんのほうはという話なんですけれども、〇〇さんのほうの面積でいえば、この経営指標近いかなということでございます。

ただ、先ほどちょっとお話ししたんですけれども、必ずしもその経営指標の目安が全てではないとは思っているので、この平均的なところであったり、その地形だとか規模とか、または生産者ところによって作り方も変わってくるのかなというふうに、私はそう思うのですが、若干ちょっと桁1桁が違うというところであれば、〇〇さんのほうにもう一度ちょっとどうなんですかねというふうなお話はさせていただこうかなというふうに思います。

今の時点でそういったところでございますので、そこら辺はまた目標を設定した後にまとめをさせていただければというふうに思います。よろしく願います。

(発言する声あり)

議長

そういったそれについて事務局より確認をいただきまして、本人に確認することなんですけれども、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

では、改めて3番について認定可ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

一部は本人に聞くということになりますけれども。

次に、〇〇さんについて、事務局より説明をお願いします。

事務局

続きます、番号4です。〇〇さんでございます。

◇(議案書・番号4、朗読説明)

以上が〇〇さんの改善計画でございます。よろしくお願いします。

議長

事務局より説明が終わりました。

〇〇さんの申請に対してご意見、ご質問等がありましたら挙手にて願います。

ないようですので、認定可ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

次に、〇〇さんの件について、事務局より説明をお願いします。

事務局

番号5番です。〇〇さんでございます。

◇(議案書・番号5、朗読説明)

以上が〇〇さんの改善計画となります。よろしくお願いいたします。

議長

事務局より説明が終わりました。

〇〇さんの申請についてご意見、ご質問等がありましたら挙手にて願います。

質疑がないようですので、認定可とすることでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

ありがとうございます。

次に、6番の〇〇株式会社代表取締役、〇〇さんの件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 番号6番でございます。〇〇株式会社代表取締役、〇〇さんでございます。

◇（議案書・番号6、朗読説明）

以上が〇〇株式会社代表取締役、〇〇さんの改善計画となります。

以上、よろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明が終わりました。

〇〇さんの件につきましてご意見、ご質問等がございましたら挙手にてお願いいたします。

質疑ないということで、認定可としてよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

ありがとうございます。

その他ということで、事務局よりそのほか何かありますでしょうか。

事務局 特にございません。

議長 事務局より特に連絡なしということでございます。

農業経営改善計画認定審査会を終了いたします。

どうもありがとうございました。